

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

号外
令和7年2月21日

主要目次

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定（十六件）
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の廃止（三件）
- 一〇一

告示

千葉県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	所在地	指定年月日
名	所	地
ヨコデンタルクリニック	佐倉市下志津八九四の五	令和五年四月一日
医療法人社団のざき歯科クリニック	印西市草深一、六一八の一六	令和五年五月一日
サトウ眼科クリニック	市川市南行徳一の九の一五	令和五年六月一日
医療法人社団司健会市原健康クリニック	市原市南国分寺台五の一七	〃
医療法人社団あい育会あいざわキッズクリニック	鎌ケ谷市初富本町一の一の二四	〃
医療法人社団慧和会長浦眼科クリニック	袖ケ浦市長浦駅前二の一の一	〃
医療法人社団田那村会豊田眼科	印西市中央北三の二	〃
医療法人社団晴綯会す	印西市戸神六〇四の一六	〃

こやか内科クリニック印西		
医療法人社団ミドリ会RINO歯科	流山市松ヶ丘四の四九五の四	〃
たかしん薬局匠瑤店	匠瑤市高野三三九の五	〃
医療法人博慈会 ユーカリが丘PHCファミリークリニック	佐倉市ユーカリが丘六の四の七	令和五年六月九日
ハートフル松戸医科歯科クリニック	松戸市南花島三の四五の八	令和五年七月一日
城内皮膚科	野田市山崎二、七〇一の二二	〃
なりたホームクリニック	成田市飯田町一八三の三の二	〃
やちよゆりのき形成外科・皮ふ科	八千代市ゆりのき台三の五の二	〃
医療法人丸岡医院 庄司内科医院	鎌ケ谷市富岡一の六の五	〃
メディカルガーデン新浦安消化器内視鏡クリニック	浦安市日の出一の一の二五	〃
浦安ツバメクリニック	浦安市北栄二の五の二〇	〃
Y’sデンタルオフィス松戸	松戸市松戸一、一七七	〃
はしむらデンタルクリニック	八千代市大和田新田二八五の一	〃
医療法人社団鎌ヶ谷ファミリー歯科	鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷二の一の四五	〃
真壁歯科医院	山武市松尾町大堤一六の一	〃
薬局くすりの福太郎市川鬼高店	市川市鬼高三の一三の二	〃
アイ薬局ほたる野店	木更津市ほたる野二の四二の六	〃
たかしん薬局本店	旭市二一八の二	〃
ヤックスドラッグ勝浦部原薬局	勝浦市部原一、〇五三	〃

千葉県告示第七十八号				生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。					
令和七年二月二十一日				千葉県知事 熊谷 俊人					
名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
医療法人社団栄希会	と	市川市市川南一の八の六			令和五年八月一日				
ば内科クリニック		旭市イ二、〇七四の一							
うちの脳神経外科クリニック		八千代市八千代台北六の一の一一							
もとはし眼科		印西市西の原五の一二の二							
いんざい整形外科クリニック		松戸市常盤平五の一七の一〇							
けやき薬局商店街店		旭市イ二、〇八〇の二							
ヤックスドラッグ旭東薬局		流山市おおたかの森西一の九の一							
あおぞら薬局流山おおたかの森店		浦安市富士見五の七の四〇							
ドラッグセイムス舞浜薬局		印旛郡酒々井町上岩橋六三							
ヤックスドラッグ酒々井薬局		長生郡一宮町一宮一〇、八							
イルカ薬局									

千葉県告示第七十九号				生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。					
令和七年二月二十一日				千葉県知事 熊谷 俊人					
名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
医療法人社団靖優会		松戸市六高台七の二八の一			令和五年八月一日				
ホームクリニック六高台		市原市五井中央東一の七の九							
医療法人社団賢仁会	五	銚子市小浜町二、〇一七の八							
井在宅クリニック		君津市北久保二の二の一六							
医療法人社団西仁会	か	松戸市常盤平一の八			令和五年九月一日				
もめ歯科クリニック									
にこにこ薬局									
松戸常盤平いいだ整形外科運動器リハビリテーションクリニック									
医療法人社団麗郷会	お	成田市玉造四の四二の一							
だクリニック		流山市前平井九六							
流山セントラルパーク小児科		浦安市入船四の五の五							
医療法人社団博施会	波	浦安市堀江六の一の三三							
多野内科クリニック		市川市妙典四の三の二七							
わたライフクリニック		館山市北条一、四四六の一							
医療法人社団健秀会	あ								
おば歯科クリニック									
わたひき歯科医院									
サンデンタルクリニック									

医療法人社団寛麗会 ほえみ歯科	鎌ヶ谷市東中沢三の三五の一	〃
新鎌ヶ谷歯科	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四の七の二六	〃
医療法人社団羽立会 のぞみ野歯科医院	袖ヶ浦市のぞみ野六九の二	〃
山本歯科医院	南房総市千倉町南朝夷一、二二〇	〃
ウイン薬局千葉八幡店	市川市八幡三の二六の二	〃
よもぎ薬局	佐倉市中志津四の一の二二	〃
クリエイト薬局東金家徳店	東金市家徳六一	〃
たかしん薬局サンモール店	旭市イ二、六七六の一	〃
オオクボ薬局	習志野市大久保一の二六の一八	〃
クリエイト薬局君津中富店	君津市中富九八〇の一	〃
アイン薬局四街道店	四街道市吉岡一、八二九の九	〃
たかしん薬局匝瑳店	匝瑳市高野三三九の五	〃
かなや眼科クリニック	市原市ちはら台南二の三二の二	令和五年十月一日
八千代中央眼科	八千代市ゆりのき台三の五の二	〃
学校法人順天堂 順天堂 大学医学部附属さくら キャンパス診療所	印西市平賀学園台一の一	〃
根本歯科クリニック	野田市横内九の一	〃
クリエイト薬局木更津貝 渚店	木更津市貝渚三の一三の三三	〃
調剤薬局アルファ―木更 津店	木更津市中里二三四の三	〃
クリエイト薬局富里御料 店	富里市御料一、〇〇九の一四	〃

しげる薬局			夷隅郡御宿町浜一、六九九の二	〃
千葉県告示第八十号 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 令和七年二月二十一日 千葉県知事 熊谷 俊人				
名	称	所	在	地
学校法人了徳寺大学附属 高洲整形外科	浦安市高洲二の四の一〇	令和五年八月一日		
医療法人社団心健会 こ ども発達リハビリクリ ニックむさしの	松戸市東松戸三の五の七	令和五年九月一日		
ユニスマイル薬局下矢切 店	松戸市下矢切七二	〃		
薬局タカサ八千代中央店	八千代市萱田町五三五の一	〃		
医療法人社団藤巻耳鼻咽 喉科医院 藤巻耳鼻咽喉 科医院行徳分院	市川市行徳駅前二の一七の二	令和五年十月一日		
医療法人新都市医療研究 会「君津」会 玄々堂木 更津クリニック	木更津市中里二三一の一	〃		
島田医院	松戸市西馬橋三の九の六	〃		
小倉外科内科	我孫子市柴崎台三の一九の二二	〃		
医療法人社団星勇会 テ ラスモール松戸プラン ス 歯科	松戸市八ヶ崎二の八の一	〃		
調剤薬局アルファ―木更	木更津市中里二三四の三	〃		

号外第9号			千葉県報			令和7年2月21日（金曜日）								
千葉県告示第八十一号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 令和七年二月二十一日						津店 SALUS PHARM A成田店 このみこころとからだクリニック ねもと内科クリニック 医療法人社団しんけん会 浦安みみはなのどクリニック 成東しおさいクリニック クスリのアオキ高師薬局 須藤薬局二区バイパス店 カワチファーマシー千葉ニュータウン店			成田市花崎町八一六 市川市行徳駅前一の二七の一七 流山市前平井九六 浦安市猫実四の一八の二六 山武市殿台二〇三の一 茂原市高師九八二の一 八街市八街に一〇六の七〇八 印西市泉野一の一四四の六			〃 令和五年十一月一日 〃 〃 〃 〃 〃 〃		
千葉県告示第八十二号						医療法人社団晴美会 岡内科クリニック 医療法人社団躍志会 津田沼クリニック 医療法人社団瞭和 医療法人社団秀学会 こうざき歯科ファミリークリニック ひまわり薬局 ミノベ薬局 春日堂薬局成東店 脳神経内科・小児科の訪問クリニック松戸 志津歯科医院 水島歯科医院 薬局くすりの福太郎常盤平店 薬局くすりの福太郎馬橋店 薬局日本メデイカルシステム北松戸店 みそら薬局臼井駅前店 ヤックスドラッグ旭東薬局			石 サ 習志野市津田沼五の七の一四 流山市おおたかの森南一の四の一 浦安市当代島一の一の一 市川市福栄二の一〇の七 香取郡神崎町神崎本宿六六八の一 市川市市川一の七の一五 木更津市大和二の二二の一 山武市殿台二〇三の一 松戸市五香六の一三の三 佐倉市上志津一、八二二の二四 南房総市白浜町白浜二、六九五 松戸市常盤平一の一の九 松戸市西馬橋幸町一三五 松戸市上本郷四、〇〇五の一 佐倉市王子台三の一の三 旭市イニ、〇八〇の二			〃 〃		

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
医療法人社団輝会	えが	市川市南八幡五の一の一			令和五年十二月一日				
おクリニツク		一							
一般社団法人翠咲会	ゆ	市川市南行徳一の一六の一							
くる在宅クリニツク									
医療法人社団國手会	藤	成田市幸町四八三							
倉クリニツク									
医療法人社団丸二会	鈴	印旛郡栄町竜角寺台五の二							
木整形外科内科医院		七の一							
安藤歯科矯正FAMIL		市川市新田四の七の九							
Y歯医者									
医療法人社団翔積会	さ	茂原市早野一、一三八の一							
くら歯科クリニツクMO		一							
BARA									
パールホワイト歯科医院		習志野市東習志野六の七の							
八									
東アビコ歯科医院		我孫子市天王台三の一の一							
三									
医療法人社団こんどう小		鴨川市横渚一、四六三の五							
児歯科									
馬橋薬局		松戸市馬橋一、七八一の一							
有限会社山本薬局		茂原市本納二、八五一							
あさひ薬局		茂原市東郷二、〇〇〇							
フジキ薬局富里店		富里市七栄六四九の五五							
株式会社原田薬局		山武郡芝山町小池二、四七							
三									
木更津心臓血管クリニツ		木更津市長須賀一、七八四							
		令和六年一月一日							

ク	一般社団法人うさぎグループ うさぎさんクリニツク	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二の八の一三	
四街道脳神経内科・大日五差路リハビリテーション科さくら街道クリニツク	四街道市大日二七一の二		
薬局マツモトキヨシ松戸新田店	松戸市松戸新田四三二の一		
薬局ユーエス・ファーマ	松戸市松戸一、一七三の一		
シー松戸駅前			
クリエイト薬局茂原八千代店	茂原市八千代一の一の四		
ヤックスドラッグ成田薬局	成田市飯田町一二九の三		
わかば薬局	南房総市富浦町原岡二二六の一		

千葉県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
医療法人社団良耀会	さ	市川市市川二の二の二二			令和五年十二月一日				
たけ眼科		八千代市勝田台北一の七の			令和五年十二月二十一日				
すずらん薬局		一二							
すずらん薬局駅前店		八千代市勝田台北一の九の							
二四									

六

子		
あじさいクリニック	八	我孫子市我孫子四の三〇の
医療法人社団ナイズ キヤップスクリニック新 鎌ヶ谷	九	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷三の二の
医療法人社団Pleex s 大江戸浦安クリニッ ク		浦安市当代島一の三の二九
えいる薬局		市川市相之川四の六の一一
アイセイハート薬局新 鎌ヶ谷店	九	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷三の二の
		〃
		〃
		〃
		〃

千葉県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社KA NORA	市原市姉崎一、 七三九の二	こあの木訪問看護 ステーション	市原市辰巳台東 三の一四の一一	令和五年四 月一日
株式会社 ファースト ナース	東京都港区新橋 二の一二の一六	訪問看護ステー ションあやめ茂原	茂原市高師六八 八の二三	令和五年六 月一日
日本エコー検 査株式会社	千葉市中央区市 場町六の八	ここから訪問看護 リハビリケア茂原	茂原市町保一〇 の二	〃
合同会社想 の一	東金市東上宿六	Habilitation Nurse S tation	東金市東上宿六 の一	〃

株式会社やさ しい手	東京都目黒区大 橋二の二四の三	訪問看護かえりえ 南佐津間	鎌ヶ谷市南佐津 間一二の五	〃
株式会社ボン ボヤージュ	茨城県取手市下 萱場一八三の一	訪問看護事業所 ハートフル松戸	松戸市南花島三 の四五の六	令和五年七 月一日

千葉県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
セコム医療シ ステム株式会 社	東京都渋谷区神 宮前一の五の一	セコム市川南訪問 看護ステーション	市川市新田四の 五の一七	令和五年七 月一日
合同会社E& L	袖ヶ浦市坂戸市 場一、七四一の 一三	訪問看護ステー ションリアン	木更津市岩根三 の六の二九	〃
合同会社エヌ ケア	東京都中央区日 本橋室町一の一 の一二	フォレスト訪問看 護リハビリステー ション	成田市囲護台 一、〇九〇の二 三	〃
セントケア千 葉株式会社	千葉市中央区新 町一の一七	セントケア訪問看 護ステーション成 田	成田市公津の杜 一の一三の一七	〃
株式会社ホス ピ	成田市飯田町一 二四の五九	訪問看護ステー ション成田の未来	成田市飯田町一 二四の五九	〃
SOUシニア ケア株式会社	東京都千代田区 神田錦町三の二 三	シュガーハート・ 勝田台訪問看護ス テーション	八千代市勝田台 一の四の二四	〃

千葉県告示第八十七号

令和七年二月二十一日

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
アームネットワーク株式会社	東京都文京区本郷六の一二の一	おうち訪問看護ステーション銚子	銚子市双葉町六の二五	令和五年八月一日
株式会社 a w a k a r a	館山市北条一、三一五の一〇	訪問看護ステーションゆとりハ	館山市国分九の一	〃
株式会社 B R A V E	松戸市栄町八の六五八の七	訪問看護ステーション S E E D	松戸市三矢小台四の一四の二	〃
株式会社 N ・ フィールド	大阪府大阪市北区堂島浜一の四の四	訪問看護ステーションデューン佐倉	佐倉市王子台四の一三の一三	〃
H M S 株式会社	東京都港区芝大門二の五の五	訪問看護ステーションリヤンド姉崎	市原市姉崎八〇七の一	〃
ミアヘルサ株式会社	東京都新宿区市谷仲之町三の一九	ミアヘルサ訪問看護ステーション流山運河	流山市西深井七八九の一	〃
合同会社訪問看護光	山武郡横芝光町栗山一、六一九の一	合同会社訪問看護光	山武郡横芝光町栗山一、六一九の一	〃
S O L 株式会社	松戸市東松戸三の八の四	太陽訪問看護ステーション	松戸市八ヶ崎四の一五の一五	令和五年九月一日
M e d i c a l C o n s u l t i n g S e a l 株式会社	東京都南青山二の二の一五	ケアプラス訪問看護	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷三の一三の一六	〃

令和七年二月二十一日

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
コウジータイムズ株式会社	大網白里市季美の森南五の一六の一二	コウジータイムズ株式会社 リハビリステーション八千代	八千代市萱田二、二三六の四六	令和五年九月一日
株式会社Life Mate	浦安市美浜五の一〇	マイケル訪問看護ステーション	浦安市富士見三の五の一六	〃
株式会社エムシーエス	山武郡九十九里町真亀一、六七四	訪問看護ステーションシェアハート	山武郡九十九里町真亀一、六七四	〃
株式会社ライフ	山武郡横芝光町篠本四、五八〇	ルミエ訪問看護ステーション東金	東金市八坂台四の七の三	令和五年十月一日
オリーブハウズ訪問看護有限公司	四街道市鹿渡七一八の二七	オリーブハウズ・ステーション	四街道市鹿渡七一八の二七	〃

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第九十一号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
	株式会社TNF	市川市妙典四の一二の二三	なないろ訪問看護ステーション	市川市香取一の四の五	令和五年十月一日
	株式会社メイデット	船橋市西船三の七の三五	そらのいる訪問看護ステーション松戸	松戸市松戸新田三〇の五の七	〃
	株式会社Clover	南房総市市部七五九の一	よつば訪問看護ステーション	南房総市高崎一、二八八の二	〃
	一般社団法人笑波	兵庫県尼崎市蓬川町三の四	訪問看護ステーションまゆおり	松戸市大橋八一四の一	令和五年十一月一日
千葉県告示第九十号					
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。					
令和七年二月二十一日					
千葉県告示第九十二号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
	株式会社AGRI-CAR	茨城県つくばみらい市伊奈東三七の一	訪問看護ステーション紅白なりた	成田市下方六八五の一	〃
	株式会社介護株式会	茨城県土浦市田中三の八の二八	プルメリア看護ステーション野田	野田市花井一の九	〃
	株式会社ひばり	野田市宮崎八一四	ナースケアひばり野田店	野田市中根一五の一八	令和五年十二月一日
	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
千葉県告示第九十一号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
	株式会社Medical Lab	富津市大堀九一の一一	ルピナス訪問看護ステーション	富津市大堀九一の一一	〃
	株式会社Ksrelin	柏市逆井藤ノ台二三の五	ミモザ訪問看護ステーション	松戸市日暮三の一〇の八	〃
	有限会社CUN	柏市逆井藤ノ台二三の五	ミモザ訪問看護ステーション	松戸市日暮三の一〇の八	〃
	NPO法人BRETHREN	木更津市東太田四の一七の二一	サンライズ訪問看護リハビリステーション	木更津市清見台東二の三の一	令和五年十一月一日
千葉県告示第九十二号					
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。					
令和七年二月二十一日					
千葉県告示第九十一号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
	株式会社RAI	東京都文京区本郷一の三〇の一	訪問看護ステーションミライ	市川市広尾一の四の八	令和六年一月一日
	株式会社R・O・G	松戸市三ヶ月一、二七七	MEDICARE honest 訪問看護ステーション	松戸市新松戸六の一五六	令和五年十二月一日
	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日

合同会社Ｃ－ Earth	八	松戸市南花島三 の五〇の五	訪問看護ステ－ ションルーナ	松戸市南花島三 の五〇の五	〃
株式会社パ シックケア サービス		市原市千種二の 一六の四八	パシック訪問看護	市原市千種二の 一六の四八	〃
ウイズユー株 式会社		八千代市勝田台 四の一三の七	ういず・ユー白ゆ り訪問看護ステ－ ション	佐倉市西志津四 の七の八	令和六年二 月一日
いずみサービ ス株式会社		東京都千代田区 神田佐久間町三 の三八	訪問看護ステ－ ションしんえい	浦安市北栄三の 三三の一〇	〃
有限会社千葉 訪問ケアセン ター		長生郡長生村入 山津五〇六の二	有限会社千葉訪問 ケアセンター	長生郡一宮町宮 原七五四の三	〃

千葉県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人			
名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日	
こがね皮フ科	松戸市小金八の六	令和四年十二月三十一日	
新松戸駅前クリニク	松戸市新松戸一の三六七の三	令和五年一月三十一日	
片倉外科医院	銚子市橋本町二、二五二一	令和五年二月二十八日	
木更津かねだ泌尿器科クリニク	木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業六六街区一画地	〃	
かわしま眼科	野田市山崎一、八五〇の一	〃	
医療法人社団仁徳会	市原市牛久八七九の一	〃	

つはし内科クリニック		
船津整形外科内科小児科 医院	市川市下貝塚二の三五の一 二	令和五年三月三十一日
医療法人社団教林会 小 林医院	野田市中野台一八三	〃
永吉の眼科	茂原市上永吉七三二	〃
学校法人日本医科大学 日本医科大学成田国際空 港クリニック	成田市古込一の一	〃
医療法人社団石井内科	佐倉市王子台一の二七の五	〃
医療法人社団良仁会 佐 久間耳鼻咽喉科医院	八千代市勝田台一の七の一	〃
緑が丘小児科	八千代市緑が丘西二の一の 三	〃
医療法人社団健和明生会 住吉整形外科クリニック	印西市木下六七八の一五	〃
医療法人社団日向台クリ ニック	山武市椎崎一、三五四の二	〃
医療法人社団嗣業の会 外房こどもクリニック	いすみ市岬町和泉一、八八 〇の四	〃
けやき薬局	松戸市常盤平五の一七の一 〇	〃
有限会社松屋薬局	東金市東上宿一六の一四	〃
ミサト薬局	長生郡長柄町六地藏二二一 の七	〃

千葉県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人				
名称	所在地	廃止年月日		
医療法人社団真洋会 みなと歯科医院	鴨川市内浦四〇五	平成三十一年三月三十一日		
杉森医院	木更津市桜井一、五九九	令和五年四月一日		
のざき歯科クリニック	印西市草深一、六一八の一六	令和五年四月三十日		
豊田眼科	印西市中央北三の二	令和五年五月三十一日		
すこやか内科クリニック 印西	印西市戸神六〇四の一六	〃		
医療法人社団光風会 尾齒科医院	市川市南八幡四の一八の一八	〃		
RINO歯科	流山市松ヶ丘四の四九五の四	〃		
ユーカリが丘PHCファ ミリークリニック	佐倉市ユーカリが丘六の四の七	令和五年六月八日		
さくら薬局浦安駅前店	浦安市北栄一の一六の一三	令和五年六月十日		
薬局くすりの福太郎常盤 平店	松戸市常盤平一の一二の一	令和五年六月十五日		
城内皮膚科	野田市山崎二、七〇二の八	令和五年六月三十日		
庄司内科医院	鎌ヶ谷市富岡一の六の五	〃		
鎌ヶ谷ファミリー歯科	鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷二の一の四五	〃		
真壁歯科医院	山武市松尾町大堤一六の一	〃		
薬局タカサオアシス松飛 台店	松戸市紙敷一の一の一の三	令和五年七月十日		
茂原セントラル薬局	茂原市道表二の一	令和五年七月二十日		
布佐マル薬局	我孫子市布佐三、〇七五	令和五年七月二十三日		
有限会社鈴木薬局	旭市新町八六八の二	令和五年七月二十五日		
こみちクリニック	浦安市当代島一の三の二七	令和五年七月三十一日		
中台歯科医院	市川市宮久保三の一五の一四	〃		
薬局タカサ君津北久保店	君津市北久保二の二の一六	〃		
波多野内科クリニック	浦安市入船四の五の五	令和五年八月三十一日		
有限会社はまだ薬局	市川市鬼高二の九の一〇	〃		

ニシオ薬局	長生郡一宮町一宮九、四〇一	〃
カワチ薬局牧の原店	印西市西の原一の一の一	令和五年九月一日

千葉県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社STコーポレーション	東京都豊島区南池袋二の二七の二	訪問看護ステーション成田の未来	成田市飯田町一二四の五九	令和五年六月三十日

購読料

本号

一部

三六四

發行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

○四三（二二三）二六五八